

別表第2(第5条関係)

施設等の使用料

施設名等	基本使用料(1時間当たり)		冷暖房使用料(1時間当たり)
	昼間	夜間	全日
	8:30~17:00	17:00~22:00	8:30~22:00
ふれあいプラザ	円 200	円 240	円 120
ミーティングルーム (1室当たり)	290	340	100
視聴覚室	470	560	150
調理実習室	510	610	150
栄養指導室	360	430	150
教養娯楽室(1)	250	300	150
教養娯楽室(2)	310	370	150
舞台	810	970	530
客席	1,890	2,270	1,240
控室(1室当たり)	100	120	100
付帯設備等	昼間、夜間ごとに1付帯設備等につき、5,000円以内で別に定める額		

1 入場料若しくはこれらに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合又は営利宣伝等の目的を持って使用する場合は、基本使用料に次の割合で加算した額を使用料とする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 入場料が1人当たり500円以下の場合 | 0% |
| (2) 入場料が1人当たり501円以上1,000円以下の場合 | 20% |
| (3) 入場料が1人当たり1,001円以上3,000円以下の場合 | 35% |
| (4) 入場料が1人当たり3,001円以上の場合 | 50% |
| (5) 営利を目的とする場合 | 100% |

2 使用する時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げて計算する。